

飲料用自動販売機の設置場所の貸付けについて、一般競争入札を執行しますので、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）第8条の規定により公告します。

令和元年5月28日

秦野市副市長 宮 村 慶 和

## 1 貸付物件

### （物件番号 こ-1）

所在地及び 設置場所	(1) 秦野市戸川154番地の1 三屋台児童館道路沿い出入口付近（屋外） (2) 秦野市北矢名214番地の1 北矢名児童館道路沿い出入口付近（屋外） (3) 秦野市曲松一丁目3番18号 曲松児童センター駐輪場（屋外） (4) 秦野市堀川103番地の1 堀川児童館駐輪場（屋外）
設置機種	災害対応型
設置台数	各1台（計4台）
貸付面積	各1.2㎡（計4.8㎡）

※ 貸付面積は概算です。転倒防止器具、放熱スペース及び容器回収箱の設置に必要な面積とします。

※ 施設の概要及び詳細な貸付場所については、別紙「物件個別明細書」及び「貸付場所位置図」を参照してください。

※ 貸付場所を確認する場合は、施設管理者（秦野市役所 こども健康部 こども育成課）に連絡した後にお願いします。

## 2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務において、法令等を遵守し、自ら管理及び運営をする3年以上の実績を有していること。
- (4) 個人の場合は秦野市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）、支店又は営業所を有していること。
- (5) 国税及び秦野市税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属している者でないこと。
- (8) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条に違反した者でないこと。

### 3 貸付条件等

#### (1) 貸付期間

貸付期間は、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの3年間とし、契約更新は行いません。

#### (2) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額（「おいしい秦野の水」の売上げを除く。）に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

なお、土地の貸付けは非課税取引に該当するため、屋外に設置する物件に消費税はかかりません。

#### (3) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期の最終月の翌月15日までに報告書を本市に提出することとし、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を本市が指定する期日までに支払うものとしてします。

#### (4) 費用負担区分

##### ア 自動販売機等の設置経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、全て設置事業者の負担とします。

##### イ 電気料

設置事業者は、電力使用量計測用子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料について、本市が指定する期日までに納入すること。

算定式：月額電気使用料＝電気料単価（税込）×個別メーターの月間消費電力量

#### (5) 違約金の算定方法

設置業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借期間の契約履行ができなくなったときには、本市が算定した違約金について、本市が指定する期日までに納入すること。

算定式：違約金＝現年度平均売上金額（税込）×落札時貸付料率×0.1×契約不履行月数

なお、契約不履行月数とは、契約履行ができなくなった日の属する月から契約満了月までの期間を指す。ただし、契約履行開始から1か月に満たない期間に契約履行ができなくなった場合には、前年度契約していた自販機の月平均売上金額を参照して算定を行います。

算定式：違約金＝前年度月平均売上金額（税込）×0.1×36月

#### 4 入札案内書、申請用紙等の配布

##### (1) 配布期間

令和元年5月28日（火）から同年6月5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

##### (2) 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (3) 配付場所

秦野市役所本庁舎3階 こども健康部 こども育成課

なお、入札案内書等は、秦野市 Web サイト上でダウンロードすることができます。

## 5 入札参加申請

入札参加希望者は、「秦野市立児童館自動販売機設置場所の貸付け入札（郵送）案内書」を必ず確認のうえ、入札参加申請書及び資格確認資料を持参により提出し、入札参加申込を行ってください。

### (1) 受付期間

令和元年5月28日（火）から同年6月5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (3) 提出場所

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所本庁舎3階 こども健康部 こども育成課

※ 直接書類を持参してください。郵送による受付は行っておりません。

### (4) 提出書類 1 部

## 6 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の郵送により通知します。

なお、審査の結果について不服がある場合は、申し立てることができます。

## 7 入札案内書等に対する質問

### (1) 質問期間

令和元年5月28日（火）から同年6月5日（水）まで

### (2) 質問提出方法

質問書（第4号様式）を5(2)に記載の場所に持参するか、郵送、FAX又は電子メールでの送付とします。

### (3) 質問者への回答

質問者に対し、電子メールにて回答します。

なお、必要に応じてその他の入札参加希望者に対しても、質問回答内容を電子メールにてお知らせすることとします。

## 8 開札の日時及び場所等

### (1) 開札日時

令和元年6月19日（水）午後2時から開札します。

落札者には電話又はファックス等でお知らせします。

(2) 開札場所

秦野市役所西庁舎3階 小会議室

(3) 開札の立会いについて

立会いを希望する場合は、事前にこども育成課まで御連絡ください。立会いについては、代表者以外でも構いません。

また、このとき委任状は不要ですが、本人確認のできるもの（運転免許証等）を提示していただく場合がございます。立会い希望がない案件については、入札事務に関係のない市職員が立会い、開札を執行します。

9 入札の方法及び落札者の決定方法

(1) 入札書（郵送）の提出

ア 入札書（郵送）の提出方法

入札書（第6-2号様式）に必要事項及び入札金額等を記載のうえ、入札用封筒の記載例（記載例1）のとおり同封し、入札書の入った封筒の封入の仕方（記載例2）により、一般書留又は簡易書留による「局留め」郵便で郵送してください。

イ 提出期限

令和元年6月18日（火）までに、秦野郵便局に「局留め」郵便で届いていること。

(2) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(3) 落札者の決定

最低貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

(4) 再入札

最初の入札において落札者がいないときは、1回に限り再度の入札を行います。その際は、こども育成課から別途連絡します。ただし、最初の入札に参加しなかった者及び失格又は無効となった者は参加できません。

(5) くじによる落札者の決定

落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるとき

は、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。その際は、こども育成課から対象者へ、くじ引きの実施日について別途連絡します。

1 0 入札保証金  
免除します。

1 1 入札結果の公表

入札結果は、次の事項について公表するものとします（ただし、個人名及び個人の住所については除きます。）。

- (1) 落札者名
- (2) 落札料率
- (3) 入札参加者数

1 2 契約保証金  
免除します。

1 3 貸付契約の締結

落札者は落札決定の日から起算して7日以内（最終の日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その直後の平日まで）に行います。

1 4 その他

- (1) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求め、又は実態調査を行うことがあります。
- (2) 提出された資格確認資料は、返却しません。
- (3) 提出された資格確認資料を公表し、又は無断で他の目的に使用することはしません。
- (4) 契約期間中に会社の名称変更、合併等があった場合でも契約内容を引き継ぐものとします。
- (5) 入札を公正に執行することが困難と認められるときその他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てること及び入札に要した費用を本市に請求することはできません。

- (6) 本書に記載のない事項については、秦野市立児童館自動販売機設置場所の貸付け入札案内書によります。

1.5 入札に関するお問合せ

秦野市役所 こども健康部 こども育成課 放課後児童担当

郵便番号 257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話番号 0463-86-6310

FAX 0463-82-7120

電子メール kodomo@city.hadano.kanagawa.jp